

中野区自治基本条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(区長の役割)</p> <p>第7条 区長は、区民の信託にこたえ、区の代表者として、公正かつ誠実な行政運営を行わなければならない。</p> <p>第8条～第20条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則(平成26年3月27日条例第10号)</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(区長の役割及び在任期間)</p> <p>第7条 区長は、区民の信託にこたえ、区の代表者として、公正かつ誠実な行政運営を行わなければならない。</p> <p><u>2 活力ある区政運営を実現するため、区長の職にある者は、連続して3期(各任期における在任期間が4年に満たない場合もこれを1期とする。)を超えて在任しないよう努めるものとする。</u></p> <p><u>3 前項の規定は、立候補の自由を妨げるものと解釈してはならない。</u></p> <p>第8条～第20条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>

※中野区自治基本条例の一部を改正する条例(条例第10号)は、平成26年(2014年)3月27日に公布・施行しました。